

令和8年4月から**請書・見積書**への押印を省略することができます

本市では、行政手続のデジタル化を進め市民負担の軽減を図る観点から**請書・見積書**への押印を省略できるようになります。※従来どおり押印した書類も対応可能です。

① 押印の省略が可能となる書類

請書 沖縄市契約規則第34条に規定する請書(第7号様式)その他これに準ずる書面

見積書 沖縄市契約規則第35条に規定する見積書(第8号様式)その他これに準ずる書面

② 押印を省略できる条件

- ・ 提出書類に**作成責任者の氏名・担当者の氏名・連絡先電話番号**の記載があること
- ・ 書類提出後に市の担当者から連絡先電話番号へ連絡し、作成責任者及び担当者へ内容等の確認を行うこと

③ 提出方法

- ・ 紙での提出 ⇒ 担当者へ直接提出または郵送
- ・ 電子メール ⇒ パスワードを設定した上で送信し、添付書類は**PDF形式のみ**
- ・ FAX ⇒ 鮮明に読み取れるものに限り

押印を省略する場合の記載例

第8号様式

(例) 物件供給(買受)見積書

年 月 日

沖縄市長 様

住 所
商 号
代表者名

次の金額で供給(買受)したいので、沖縄市契約規則を堅く守り見積します。

金 額	
-----	--

※**押印省略**の場合、以下内容を**必ず記載**してください。
作成責任者 職名○○ 氏名○○ ○○
担 当 者 職名○○ 氏名○○ ○○
連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○○

印

押印省略可

請書の場合も同様の取り扱いとなります。
また作成責任者と担当者が**同一の場合も両方とも記載**してください。

請書・見積書の押印省略時のQ & A

NO.	質 問	回 答
押印省略できる対象の書類について		
1	押印の省略ができる書類はなんですか。	令和8年4月1日以降に発行される請書・見積書が対象となります。
2	契約書も押印省略できますか。	契約書については、地方自治法第234条第5項の規定により押印省略はできません。
3	押印した書類も受付けていますか。	従来通り受付けております。 押印している場合は、作成責任者と担当者名、連絡先電話番号の記載は不要です。
4	押印を省略した請書等は電子メールまたはFAXで提出してもよいですか。	電子メールまたはFAXによる提出も可能です。 ただし、請書等の内容が鮮明に読み取れるものに限ります。 提出後は必ず担当部署の担当者へ受信確認の連絡をしてください。
押印省略の方法		
5	押印を省略できる要件は何ですか。	作成責任者・担当者の氏名、役職、連絡先電話番号をご記入ください。 ※本人確認及び文書内容の真正性を確保するため、氏名（フルネーム）で記載してください。
6	作成責任者とは誰のことですか。	代表取締役又は支店長や営業所長等といった本件において権限の委任を受けた役職者など、契約を締結する権限を有する者をいいます。
7	作成責任者と担当者が同じ場合、担当者は省略してもよいですか。	作成責任者と担当者が同じ場合でも省略せず、それぞれ記入をお願いいたします。 (例) 作成責任者 課長 沖縄太郎 担当者 課長 沖縄太郎
8	作成責任者や担当者は手書きでもよいですか。	手書きでも構いませんが、鉛筆や消せるボールペンの使用は不可です。
9	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	原則、固定電話番号といたします。 ただし、固定電話を設置していない場合は携帯電話番号を記載してください。 また特段の事情がある場合は、電子メールアドレスやFAX番号を記載してください。
10	電話での在籍確認（本人確認）はありますか。	以下内容に該当する場合は、電話での確認は必要ありません。 ① 担当者本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDF添付がある。

		② 継続的な関係がある者のメールアドレスや入札参加資格者名簿への登録があるメールアドレスから送信されたもの。
電子メールによる提出		
11	請書等を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
12	押印を省略した請書等は電子メールで提出しなければならないですか。	押印を省略した場合、電子メール・FAXの他、郵送や持参による提出もできます。
13	電子メールで提出する場合、どこに送信すればよいですか。	複数の職員で確認が行えるよう契約を担当する所属課（係）のメールアドレスに送信してください。
その他		
14	請書等に貼付する収入印紙への押印（消印）は省略できますか。 ※紙での提出の場合	消印は省略できません。 ただし、消印方法は印章だけでなく署名でも差支えありません。 （参考） 印紙税の課税対象となる文書に印紙を張り付けた場合には、その文書と印紙の彩文とにかけて判明に印紙を消さなければならない（印紙税法第8条第2項）
15	押印を省略した請書等を修正する場合、訂正印で修正してよいですか。	押印を省略した場合は、訂正印による修正を不可としますので再度作成し差替えをお願いします。
16	押印を省略する請書等が複数枚にわたる場合、割印は省略できますか。	割印も省略できます。 ただし、請書の各葉が一連のものであることが分かるよう連番を記載してください。 （例：2-1、2-2）
17	代表者職氏名等も省略可能ですか。	今回の取扱いは押印を省略することができるようにするもので、その他の記載事項の省略はできません。